

障害者手帳の交付

身体障害者手帳 **身**

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表（４ページ～６ページ）に該当する方に対し、県知事が交付するものです。

<必要書類>

- ・申請書 用紙は市役所窓口にあります。また市ホームページからもダウンロードが可能です。
- ・診断書 法律に定められた指定医師（１５条指定医）が作成する診断書が必要です。診断書用紙は、申請する窓口からもらってください。
かかりつけの医師が指定医かわからない場合は、当該病（医）院、山形県のホームページ、または、市福祉課にお問い合わせください。
診断書の有効期限は、作成日から３ヶ月以内です。
破損・紛失のため再交付を受ける場合は、診断書は不要です。
- ・顔写真 たて４cm×よこ３cm。顔の大きさ２cm以上、脱帽で最近１年以内に撮影したもの。

※ 受け付けられない写真（例）

他の障害者手帳等で使用したもの、顔の輪郭がはっきりしないもの、
サングラス、横向き、他人が映っているもの、

普通紙へのインクジェット印刷、色あせているもの、運転免許証の写真など

- ・マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認のための書類が必要です。）
- ・現在お持ちの身体障害者手帳
（破損のため再交付、障害の程度変更、障害名変更、再認定、障害名追加による再交付の場合のみ）

<届出>

- ① 手帳記載事項を変更する場合は、「身体障害者居住地等変更届」を提出します。
例えば、転居、転入などで住所や氏名が変更になった、１５歳未満の児童で保護者が変更になった、などの場合に届け出ます。
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「身体障害者手帳返還届」で手帳を返還します。

<山形県身体障がい者更生相談所の無料巡回相談>

聴覚障害・肢体不自由障害の方について、巡回相談で診断を受けることができます。日時・場所については、随時「広報つるおか」でお知らせします。年に数回実施されます。（肢体不自由は、すでに肢体不自由の手帳を受けたことがある方のみ対象です。）

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

療育手帳 知

児童相談所又は知的障がい者更生相談所で知的障害の判定を受けます。山形県の場合、重度の知的障害の場合は「A」、それ以外は「B」と判定され、県知事が交付します。

<必要書類>

- ・申請書 用紙は市役所窓口にあります。
- ・個人票・世帯票
用紙は市役所窓口にあります。窓口で本人の出生時、学齢期、成人期の状況などの聞き取りを行いますので、本人の状況がわかる方が窓口においでください。
(新規申請、再判定のための申請時のみ)
- ・顔写真 たて4 cm×よこ3 cm。顔の大きさ2 cm以上、脱帽、上半身で最近1年以内撮影のもので、インスタントカメラは不可、デジタルカメラで撮影して印刷する場合は写真用紙に印刷してください。
(新規申請・再交付、判定の記録の記載欄がなくなった場合のみ)
- ・マイナンバーカード
- ・同意書 用紙は市役所窓口にあります。
- ・対象者の健康保険証（対象となる方が18歳未満である場合は不要です）
- ・直近の知能検査の結果や学校の成績表がある場合はお持ちください。

<届出>

- ① 手帳の記載事項を変更する場合は、「記載事項等変更届」を提出します。
例えば、転居、転入などで本人や保護者の住所が変更、氏名の変更、また、保護者が変更になった場合
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「手帳返還届」で手帳を返還します。

<その他>

※ 数年毎に程度確認が必要な場合があります（2年または5年、10年毎）
程度確認月が近づきましたら、市からご連絡いたします。

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

知的障害者の定義について

我が国では、現在まで「知的障害」の法律的な定義はなく、療育手帳も法制化されていません。平成17年の厚生省（当時）現厚生労働省における定義では、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しています。

山形県では、以下の条件をすべて満たすものとしています。

- ① 発達期（概ね18歳まで）の障害であること
- ② 知的機能に障害があること（標準化された知能検査で測定されたIQが概ね70以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの）
- ③ 家庭または、社会生活上の適応障害があること

したがって、発達期以降の障害（たとえば、精神障害の影響、進行麻痺、脳出血後遺症、脳軟化症、老人性認知症、その他交通事故や溺水後遺症、けがなどによる脳損傷など）による知能低下、適応障害の状態は、ここでいう知的障害には該当しないことになります。

精神障害者保健福祉手帳 **精**

精神疾患のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、一定の精神障害の状態にある方（年齢制限はなし）に交付されます。交付は、県精神保健福祉審議会の意見を聞いて県知事が交付します。2年毎に更新手続きが必要で、概ね3ヶ月前から更新手続きができます。

手帳の等級は1～3級まであります。

1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (概ね障害年金1級に相当)
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (概ね障害年金2級に相当)
3 級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの (概ね障害年金3級に相当)

<必要書類>

- ・ 医師診断書または、精神障害を理由とする障害年金証書の写し
- ・ 申請書 用紙は市役所窓口にあります。また市ホームページからもダウンロードが可能です。
- ・ 顔写真 たて4cm×よこ3cm。顔の大きさ2cm以上、脱帽、上半身で最近1年以内撮影のもので、インスタントカメラは不可、デジタルカメラで撮影して印刷する場合は写真用紙に印刷してください。
(新規交付・再交付、有効期限の記載欄がなくなった場合のみ)
- ・ マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認のための書類が必要です。）
- ・ 同意書（精神障害を理由とする障害年金証書の写しを添付する場合のみ）

<届出>

- ① 手帳記載事項を変更する場合は、「居住地等変更届」を提出します。
例えば、転居、転入などで住所が変更、氏名が変更になった場合
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「手帳返還届」で手帳を返還します。

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

身体障害者障害程度等級表
肢体機能

等級	上肢	下肢	体幹
1 級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの
2 級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5 級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側に長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6 級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7 級	1. 一上肢の機能の軽度障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 7級は身体障害者手帳交付の対象とならない。
3. 肢体不自由については、7級に該当する障害が二以上重複する場合は6級とする。
4. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
5. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
6. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害を含むものとする。
7. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
8. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

視覚・聴覚機能

等級	視覚	聴覚
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈曲異常のあるものについては、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの	
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力の和が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の目の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I / 4 指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 指標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 d b 以上のもの（両耳全ろう）
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く）。 2. 視力の良い方の目の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 d b 以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼解放視認点数が 70 点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 80 d b 以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	
6 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 70 d b 以上のもの（40 cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90 d b 以上、他側耳の聴力レベルが 50 d b 以上のもの

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能

等級	上肢機能	移動機能
1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

等級	上肢機能	移動機能
3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動作が制限されるもの
4 級	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

音声機能・言語機能又はそしゃく機能・平衡機能

等級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能	平衡機能
3 級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失	平衡機能の極めて著しい障害
4 級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
5 級		平衡機能の著しい障害

心臓機能 じん臓機能 呼吸器機能

等級	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ぼうこう又は直腸の機能・小腸の機能

等級	ぼうこう又は直腸の機能	小腸の機能
1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能

等級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	肝臓機能
1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの